

○南相馬市個人情報保護に関する法律施行条例

令和 5 年 3 月 2 8 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 30 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者をいう。

2 この条例において「市の機関等」とは、市の機関及び市の区域内に存する財産区（財産区議会又は財産区総会が置かれている場合にあっては、当該財産区議会又は財産区総会を除く。）をいう。

3 前 2 項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。第 4 条第 2 項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第 3 条 開示請求書には、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第 4 条 法第 89 条第 2 項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第 87 条第 1 項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報電磁的記録に記録されている場合において市の機関等が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第 28 条第 4 項の規定により送付によ

り受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

（南相馬市情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第5条 市の機関等は、次の各号のいずれかに該当する場合において、南相馬市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年南相馬市条例第3号）第2条に規定する南相馬市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 市の機関等における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（南相馬市個人情報保護条例の廃止）

第2条 南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）は、廃止する。

（南相馬市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の南相馬市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧条例第10条第1項に規定する受託者（以下「旧受託者」という。）が委託を受けた事務に従事して

いる者又はこの条例の施行前において旧受託者が委託を受けた事務に従事していた者に係る旧条例第10条第2項の規定により準用する第3条第2項の規定による当該業務に関して知り得た旧個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前に旧条例第13条、第19条第1項若しくは第2項又は第24条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における開示、訂正及び利用停止（これらに係る旧条例第28条に規定する費用負担を含む。）については、なお従前の例による。
- 4 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 5 前項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報ファイルであって、前項に規定するもの以外のもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 第4項に規定する者が、その業務に関して知り得た旧個人情報であって、旧条例第2条第4号に規定する行政情報に記録されたものをこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。
- 8 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

（南相馬市老人福祉センター設置条例の一部改正）

第4条 南相馬市老人福祉センター設置条例（平成18年南相馬市条例第117号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
（管理の基準） 第16条 指定管理者は、次に掲げる基準により、老人福祉センターの管理に関する業務を行わなければならない。 (1)・(2) 【略】 (3) <u>個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報という。第25条において同じ。）の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。</u> (4) 【略】 <u>（個人情報の安全管理及び秘密保持義務）</u> 第25条 指定管理者及び老人福祉センターの管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業</u>	（管理の基準） 第16条 指定管理者は、次に掲げる基準により、老人福祉センターの管理に関する業務を行わなければならない。 (1)・(2) 【略】 (3) <u>個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。</u> (4) 【略】 <u>（指定管理者が行う個人情報の取扱い等）</u> 第25条 指定管理者及び老人福祉センターの管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報が適</u>

<u>務を行う場合における個人情報</u> <u>報の取扱いについて講ずる安</u> <u>全管理措置を確実に実施</u> する とともに、老人福祉センター の管理に関し知り得た秘密を 他に漏らし、又は自己の利益 のために利用してはならない。 指定管理者の指定の期間 が満了し、若しくは指定を取 り消され、又は従事者の職務 を退いた後においても同様と する。	<u>切に保護されるよう配慮</u> する とともに、老人福祉センター の管理に関し知り得た秘密を 他に漏らし、又は自己の利益 のために利用してはならない。 指定管理者の指定の期間 が満了し、若しくは指定を取 り消され、又は従事者の職務 を退いた後においても同様と する。
--	---

（南相馬市都市公園条例の一部改正）

第5条 南相馬市都市公園条例（平成18年南相馬市条例第146号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
（管理の基準） 第26条 指定管理者は、次に掲げる基準により、総合公園の管理に関する業務を行わなければならない。 (1)・(2) 【略】 (3) <u>個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報という。第31条において同じ。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。</u>	（管理の基準） 第26条 指定管理者は、次に掲げる基準により、総合公園の管理に関する業務を行わなければならない。 (1)・(2) 【略】 (3) <u>個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。</u>

(4) 【略】 <u>（個人情報の安全管理及び秘密保持義務）</u> 第 3 1 条 指定管理者及び総合公園の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律第 6 6 条第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに</u>、総合公園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。	(4) 【略】 <u>（指定管理者が行う個人情報の取扱い等）</u> 第 3 1 条 指定管理者及び総合公園の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>南相馬市個人情報保護条例（平成 1 8 年南相馬市条例第 2 3 号）第 1 0 条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに</u>、総合公園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。
---	---

（南相馬市労働福祉会館条例の一部改正）

第 6 条 南相馬市労働福祉会館条例（平成 1 8 年南相馬市条例第 1 5 2 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
（管理の基準） 第 1 8 条 指定管理者は、次に掲げる基準により、会館の管理に関する業務を行わなけれ	（管理の基準） 第 1 8 条 指定管理者は、次に掲げる基準により、会館の管理に関する業務を行わなけれ

ばならない。

(1)・(2) 【略】

(3) 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報という。第27条において同じ。）の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(4) 【略】

（個人情報の安全管理及び秘密保持義務）

第27条 指定管理者及び会館の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、会館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても同様とする。

ばならない。

(1)・(2) 【略】

(3) 個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(4) 【略】

（指定管理者が行う個人情報の取扱い等）

第27条 指定管理者及び会館の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、会館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても同様とする。

（南相馬市ふれあいハウス及び村上キャンプ場条例の一部改正）

第7条 南相馬市ふれあいハウス及び村上キャンプ場条例（平成18年南相馬市条例第154号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部

分に改める。

(2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

(3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
(管理の基準) 第 1 7 条 指定管理者は、次に掲げる基準により、ふれあいハウス等の管理に関する業務を行わなければならない。 (1)・(2) 【略】 (3) <u>個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報という。第 2 6 条において同じ。）の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。</u> (4) 【略】 <u>（個人情報の安全管理及び秘密保持義務）</u> 第 2 6 条 指定管理者及びふれあいハウス等の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律第 6 6 条第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、ふれあいハウス等の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益</u>	(管理の基準) 第 1 7 条 指定管理者は、次に掲げる基準により、ふれあいハウス等の管理に関する業務を行わなければならない。 (1)・(2) 【略】 (3) <u>個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。</u> (4) 【略】 <u>（指定管理者が行う個人情報の取扱い等）</u> 第 2 6 条 指定管理者及びふれあいハウス等の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>南相馬市個人情報保護条例（平成 1 8 年南相馬市条例第 2 3 号）第 1 0 条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、ふれあいハウス等の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間</u>

のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。	が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。
---	--

（南相馬市スポーツ施設条例の一部改正）

第 8 条 南相馬市スポーツ施設条例（平成 1 8 年南相馬市条例第 1 9 9 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
（指定管理者の指定の手続） 第 6 条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。 (1)～(5) 【略】 (6) 業務上知り得た個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報</u>をいう。第 8 条及び第 2 8 条において同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が	（指定管理者の指定の手続） 第 6 条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。 (1)～(5) 【略】 (6) 業務上知り得た個人情報（<u>南相馬市個人情報保護条例（平成 1 8 年南相馬市条例第 2 3 号）第 2 条第 1 号で規定する個人情報</u>。以下同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであ

整備されているものであること。 (7) 【略】 <u>(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)</u> 第28条 指定管理者及びスポーツ施設の管理に従事している者(以下「従事者」という。)は、<u>個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施</u>するとともに、スポーツ施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても、同様とする。	ること。 (7) 【略】 <u>(指定管理者が行う個人情報の取扱い等)</u> 第28条 指定管理者及びスポーツ施設の管理に従事している者(以下「従事者」という。)は、<u>南相馬市個人情報保護条例第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮</u>するとともに、スポーツ施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても、同様とする。
---	---

(南相馬市スポーツセンター条例の一部改正)

第9条 南相馬市スポーツセンター条例(平成18年南相馬市条例第201号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
(指定管理者の指定の手続) 第6条 【略】	(指定管理者の指定の手続) 第6条 【略】

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1)～(5) 【略】

(6) 業務上知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第8条及び第28条において同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。

(7) 【略】

（個人情報の安全管理及び秘密保持義務）

第28条 指定管理者及びセンターの管理に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1)～(5) 【略】

(6) 業務上知り得た個人情報（南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）第2条第1号で規定する個人情報。以下同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。

(7) 【略】

（指定管理者が行う個人情報の取扱い等）

第28条 指定管理者及びセンターの管理に従事している者（以下「従事者」という。）は、南相馬市個人情報保護条例第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても、同様とする。

取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても、同様とする。

(南相馬市馬事公苑条例の一部改正)

第10条 南相馬市馬事公苑条例（平成18年南相馬市条例第202号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
(指定管理者の指定の手続) 第6条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。 (1)～(5) 【略】 (6) 業務上知り得た個人情報（ <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第8条及び第27条において同じ。</u> ）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。 (7) 【略】	(指定管理者の指定の手続) 第6条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。 (1)～(5) 【略】 (6) 業務上知り得た個人情報（ <u>南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）第2条第1号で規定する個人情報。以下同じ。</u> ）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。 (7) 【略】

<u>（個人情報の安全管理及び秘密保持義務）</u> 第 2 7 条 指定管理者及び施設の管理に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律第 6 6 条第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施</u>するとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても、同様とする。	<u>（指定管理者が行う個人情報の取扱い等）</u> 第 2 7 条 指定管理者及び施設の管理に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>南相馬市個人情報保護条例第 1 0 条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報</u>が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても、同様とする。
---	--

（南相馬市民文化会館条例の一部改正）

第 1 1 条 南相馬市民文化会館条例（平成 1 8 年南相馬市条例第 2 0 5 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
<u>（個人情報</u>の安全管理及び秘密保持義務） 第 2 6 条 指定管理者及び会館の管理の業務に従事している者（以下「従事者」とい	<u>（指定管理者が行う個人情報</u>の取扱い等） 第 2 6 条 指定管理者及び会館の管理の業務に従事している者（以下「従事者」とい

う。) は、<u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施</u>するとともに、会館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても同様とする。	う。) は、<u>南相馬市個人情報保護条例（平成 18 年南相馬市条例第 23 号）第 10 条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報</u>が適切に保護されるよう配慮するとともに、会館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても同様とする。
--	---

（南相馬市鹿島 B & G 海洋センター条例の一部改正）

第 12 条 南相馬市鹿島 B & G 海洋センター条例（平成 18 年南相馬市条例第 208 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
（指定管理者の指定の手続） 第 6 条 （略） 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団	（指定管理者の指定の手続） 第 6 条 （略） 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団

体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1)～(5) 【略】

(6) 業務上知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第8条及び第28条において同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。

(7) 【略】

（個人情報の安全管理及び秘密保持義務）

第28条 指定管理者及び海洋センターの管理に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、海洋センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても、同様とする。

体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1)～(5) 【略】

(6) 業務上知り得た個人情報（南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）第2条第1号で規定する個人情報。以下同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。

(7) 【略】

（指定管理者が行う個人情報の取扱い等）

第28条 指定管理者及び海洋センターの管理に従事している者（以下「従事者」という。）は、南相馬市個人情報保護条例第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、海洋センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても、同様とする。

（南相馬市野馬追通り銘醸館条例の一部改正）

第 1 3 条 南相馬市野馬追通り銘醸館条例（平成 1 8 年南相馬市条例第 2 3 7 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
<u>（個人情報の安全管理及び秘密保持義務）</u> 第 2 7 条 指定管理者及び銘醸館の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 6 6 条第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施</u>するとともに、銘醸館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても同様とする。	<u>（指定管理者が行う個人情報の取扱い等）</u> 第 2 7 条 指定管理者及び銘醸館の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>南相馬市個人情報保護条例（平成 1 8 年南相馬市条例第 2 3 号）第 1 0 条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報</u>が適切に保護されるよう配慮するとともに、銘醸館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても同様とする。

（南相馬市斎場条例の一部改正）

第 1 4 条 南相馬市斎場条例（平成 1 8 年南相馬市条例第 2 3 9 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
(指定管理者の指定の手続) 第 1 6 条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。 (1)～(5) 【略】 (6) 業務上知り得た個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。第 1 8 条及び第 2 3 条において同じ。</u>）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。 (7) 【略】 <u>（個人情報の安全管理及び秘密保持義務）</u> 第 2 3 条 指定管理者及び斎場の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律第 6 6 条第 2 項の</u>	(指定管理者の指定の手続) 第 16 条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。 (1)～(5) 【略】 (6) 業務上知り得た個人情報（<u>南相馬市個人情報保護条例（平成 1 8 年南相馬市条例第 2 3 号）第 2 条第 1 号で規定する個人情報をいう。以下同じ。</u>）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。 (7) 【略】 <u>（指定管理者が行う個人情報の取扱い等）</u> 第 2 3 条 指定管理者及び斎場の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>南相馬市個人情報保護条例第 1 0 条に規定する</u>

<u>規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施</u> するとともに斎場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。	<u>受託者等の責務を遵守し、個人情報</u> が適切に保護されるよう <u>配慮</u> するとともに斎場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。
---	---

（南相馬市道の駅条例の一部改正）

第15条 南相馬市道の駅条例（平成19年南相馬市条例第2号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
<u>（個人情報の安全管理及び秘密保持義務）</u> 第27条 指定管理者及び道の駅の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第2条第1項に規定する個人</u>	<u>（指定管理者が行う個人情報の取扱い等）</u> 第27条 指定管理者及び道の駅の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、 <u>南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報</u> が適切に保護されるよう <u>配慮</u> するとともに、道の駅の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は

<u>情報をいう。）の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、道の駅の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても同様とする。</u>	自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても同様とする。
--	--

（南相馬市自治基本条例の一部改正）

第 1 6 条 南相馬市自治基本条例（平成 1 9 年南相馬市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
（個人情報保護） 第 2 2 条 【略】	（個人情報保護） 第 2 2 条 【略】 <u>2 個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</u>

（南相馬市かしま交流センター条例の一部改正）

第 1 7 条 南相馬市かしま交流センター条例（平成 2 6 年南相馬市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
(指定管理者の指定の手続) 第 1 6 条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。 (1)～(5) 【略】 (6) 業務上知り得た個人情報 (<u>個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 7 号) 第 2 条第 1 項に規定する個人情報</u> をいう。第 1 8 条及び第 2 7 条において <u>同じ</u>。) を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。 (7) 【略】 (<u>個人情報の安全管理及び秘密保持義務</u>) 第 2 7 条 指定管理者及びセンターの管理の業務に従事している者 (以下「従事者」という。) は、 <u>個人情報の保護に関する法律第 6 6 条第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施</u> するととも	(指定管理者の指定の手続) 第 1 6 条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。 (1)～(5) 【略】 (6) 業務上知り得た個人情報 (<u>南相馬市個人情報保護条例 (平成 1 8 年南相馬市条例第 2 3 号) 第 2 条第 1 号で規定する個人情報</u>。以下 <u>同じ</u>。) を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。 (7) 【略】 (<u>指定管理者が行う個人情報の取扱い等</u>) 第 2 7 条 指定管理者及びセンターの管理の業務に従事している者 (以下「従事者」という。) は、 <u>南相馬市個人情報保護条例第 1 0 条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮</u> するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならな

に、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。	い。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。
---	---

（南相馬市水産業共同利用施設設置条例の一部改正）

第 18 条 南相馬市水産業共同利用施設設置条例（平成 26 年南相馬市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
（指定管理者の指定の手続） 第 16 条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。 (1)～(4) 【略】 (5) 業務上知り得た個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報</u>をいう。第 18 条及び第 26 条において	（指定管理者の指定の手続） 第 16 条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。 (1)～(4) 【略】 (5) 業務上知り得た個人情報（<u>南相馬市個人情報保護条例（平成 18 年南相馬市条例第 23 号）第 2 条第 1 号で規定する個人情報</u>。以下同じ。）を漏らし、又は不

<u>同じ。</u>)を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。 (6) 【略】 <u>(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)</u> 第26条 指定管理者及び施設の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、<u>個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施</u>するとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。	当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。 (6) 【略】 <u>(指定管理者が行う個人情報の取扱い等)</u> 第26条 指定管理者及び施設の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、<u>南相馬市個人情報保護条例第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮</u>するとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。
---	--

- (南相馬市サービスエリア利活用拠点施設条例の一部改正)
- 第19条 南相馬市サービスエリア利活用拠点施設条例(平成26年南相馬市条例第28号)の一部を次のように改正する。
- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
 - (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
 - (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
-----	-----

(指定管理者の指定の手続)
第 1 7 条 【略】

2 市長は、前項の申請書を受
理したときは、南相馬市指定
管理者選定審査委員会におい
て、次に掲げる基準を総合的
に審査し、最も適切な管理を
行うことができると認める団
体を指定管理者の候補者とし
て選定し、議会の議決を経て
指定管理者に指定するものと
する。

(1)～(5) 【略】

(6) 業務上知り得た個人情報
(個人情報の保護に関する
法律(平成15年法律第5
7号)第2条第1項に規定
する個人情報をいう。第1
9条及び第29条において
同じ。)を漏らし、又は不
当な目的に使用しない体制
が整備されているものであ
ること。

(7) 【略】

(個人情報の安全管理及び秘
密保持義務)

第 2 9 条 指定管理者及び拠点
施設の管理の業務に従事して
いる者(以下「従事者」とい
う。)は、個人情報の保護に
関する法律第66条第2項の
規定により準用する同条第1
項の規定により指定管理者が
公の施設の管理の業務を行う
場合における個人情報の取扱
いについて講ずる安全管理措
置を確実に実施するととも
に、拠点施設の管理に関し知
り得た秘密を他に漏らし、又
は自己の利益のために利用し

(指定管理者の指定の手続)
第 1 7 条 【略】

2 市長は、前項の申請書を受
理したときは、南相馬市指定
管理者選定審査委員会におい
て、次に掲げる基準を総合的
に審査し、最も適切な管理を
行うことができると認める団
体を指定管理者の候補者とし
て選定し、議会の議決を経て
指定管理者に指定するものと
する。

(1)～(5) 【略】

(6) 業務上知り得た個人情報
(南相馬市個人情報保護条
例(平成18年南相馬市条
例第23号)第2条第1号
で規定する個人情報。以下
同じ。)を漏らし、又は不
当な目的に使用しない体制
が整備されているものであ
ること。

(7) 【略】

(指定管理者が行う個人情報
の取扱い等)

第 2 9 条 指定管理者及び拠点
施設の管理の業務に従事して
いる者(以下「従事者」とい
う。)は、南相馬市個人情報
保護条例第10条に規定する
受託者等の責務を遵守し、個
人情報が適切に保護されるよ
う配慮するとともに、拠点施
設の管理に関し知り得た秘密
を他に漏らし、又は自己の利
益のために利用してはならな
い。指定管理者の指定の期間
が満了し、若しくは指定を取
り消され、又は従事者の職務

てはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。	を退いた後においても同様とする。
--	------------------

（南相馬市防犯カメラ設置条例の一部改正）

第 20 条 南相馬市防犯カメラ設置条例（平成 27 年南相馬市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
（画像の取扱い） 第 8 条 画像の取扱いについては、この条例に定めるもののほか、 <u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）</u> に定めるところによる。	（画像の取扱い） 第 8 条 画像の取扱いについては、この条例に定めるもののほか、 <u>南相馬市個人情報保護条例（平成 18 年南相馬市条例第 23 号）</u> に定めるところによる。

（南相馬市大町地域商業施設条例の一部改正）

第 21 条 南相馬市大町地域商業施設条例（平成 27 年南相馬市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
（指定管理者の指定の手続） 第 10 条 【略】	（指定管理者の指定の手続） 第 10 条 【略】

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1)～(5) 【略】

(6) 業務上知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第12条及び第18条において同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。

(7) 【略】

（個人情報の安全管理及び秘密保持義務）

第18条 指定管理者及び商業施設の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、商業施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しく

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1)～(5) 【略】

(6) 業務上知り得た個人情報（南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）第2条第1号で規定する個人情報。以下同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。

(7) 【略】

（指定管理者が行う個人情報の取扱い等）

第18条 指定管理者及び商業施設の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、南相馬市個人情報保護条例第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、商業施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

は指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(南相馬市真野交流センター条例の一部改正)

第22条 南相馬市真野交流センター条例（平成27年南相馬市条例第43号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
(指定管理者の指定の手続) 第16条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。 (1)～(5) 【略】 (6) 業務上知り得た個人情報（ <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第18条及び第27条において同じ。</u> ）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。 (7) 【略】	(指定管理者の指定の手続) 第16条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。 (1)～(5) 【略】 (6) 業務上知り得た個人情報（ <u>南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）第2条第1号で規定する個人情報。以下同じ。</u> ）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。 (7) 【略】

<u>（個人情報の安全管理及び秘密保持義務）</u> 第27条 指定管理者及びセンターの管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施</u>するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。	<u>（指定管理者が行う個人情報の取扱い等）</u> 第27条 指定管理者及びセンターの管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>南相馬市個人情報保護条例第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮</u>するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。
--	---

（南相馬市小高区復興拠点施設条例の一部改正）

第23条 南相馬市小高区復興拠点施設条例（平成30年南相馬市条例第34号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
（指定管理者の指定の手続） 第18条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会におい	（指定管理者の指定の手続） 第18条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会におい

て、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができる」と認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1)～(5) 【略】

(6) 業務上知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第20条及び第30条において同じ。）を漏らし、又は不当な目的に利用しない体制が整備されている者であること。

(7) 【略】

（個人情報の安全管理及び秘密保持義務）

第30条 指定管理者及び復興拠点施設の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、復興拠点施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

て、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができる」と認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1)～(5) 【略】

(6) 業務上知り得た個人情報（南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）第2条第1号で規定する個人情報。以下同じ。）を漏らし、又は不当な目的に利用しない体制が整備されている者であること。

(7) 【略】

（指定管理者が行う個人情報の取扱い等）

第30条 指定管理者及び復興拠点施設の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、南相馬市個人情報保護条例第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、復興拠点施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(南相馬市産業創造センター条例の一部改正)
 第 2 4 条 南相馬市産業創造センター条例 (令和 2 年南相馬市条例
 第 1 3 号) の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
(指定管理者の指定の手續) 第 1 7 条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。 (1)～(5) 【略】 (6) 業務上知り得た個人情報 (<u>個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 7 号) 第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。第 1 9 条及び第 2 9 条において同じ。</u>) を漏らし、又は不当な目的に利用しない体制が整備されているものであること。 (7) 【略】 <u>(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)</u>	(指定管理者の指定の手續) 第 1 7 条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。 (1)～(5) 【略】 (6) 業務上知り得た個人情報 (<u>南相馬市個人情報保護条例 (平成 1 8 年南相馬市条例第 2 3 号) 第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。</u>) を漏らし、又は不当な目的に利用しない体制が整備されているものであること。 (7) 【略】 <u>(指定管理者が行う個人情報の取扱い等)</u>

第 2 9 条 指定管理者及び産業創造センターの管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>個人情報保護に関する法律第 6 6 条第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施</u>するとともに、産業創造センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。	第 2 9 条 指定管理者及び産業創造センターの管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>南相馬市個人情報保護条例第 1 0 条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報</u>が適切に保護されるよう配慮するとともに、産業創造センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。
---	---

（南相馬市健康づくりトレーニングセンター条例の一部改正）

第 2 5 条 南相馬市健康づくりトレーニングセンター条例（令和 2 年南相馬市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
（指定管理者の指定の手続） 第 1 6 条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を	（指定管理者の指定の手続） 第 1 6 条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を

行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1)～(5) 【略】

(6) 業務上知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第18条及び第27条において同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。

(7) 【略】

（個人情報の安全管理及び秘密保持義務）

第27条 指定管理者及び健康づくりトレーニングセンターの管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、健康づくりトレーニングセンターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1)～(5) 【略】

(6) 業務上知り得た個人情報（南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）第2条第1号で規定する個人情報。以下同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。

(7) 【略】

（指定管理者が行う個人情報の取扱い等）

第27条 指定管理者及び健康づくりトレーニングセンターの管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、南相馬市個人情報保護条例第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、健康づくりトレーニングセンターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(南相馬市屋内遊び場条例の一部改正)

第26条 南相馬市屋内遊び場条例（令和2年南相馬市条例第34号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
(指定管理者の指定の手続) 第18条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。 (1)～(5) 【略】 (6) 業務上知り得た個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第20条及び第30条において同じ。</u>）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。 (7) 【略】 (管理の基準) 第20条 指定管理者は、次に	(指定管理者の指定の手続) 第18条 【略】 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。 (1)～(5) 【略】 (6) 業務上知り得た個人情報（<u>南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）第2条第1号で規定する個人情報。以下同じ。</u>）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。 (7) 【略】 (管理の基準) 第20条 指定管理者は、次に

掲げる基準により、屋内遊び場の管理に関する業務を行わなければならない。

(1)・(2) 【略】

(3) 個人情報の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(4) 【略】

(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)

第30条 指定管理者及び屋内遊び場の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、屋内遊び場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

掲げる基準により、屋内遊び場の管理に関する業務を行わなければならない。

(1)・(2) 【略】

(3) 個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(4) 【略】

(指定管理者が行う個人情報の取扱い等)

第30条 指定管理者及び屋内遊び場の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、南相馬市個人情報保護条例第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、屋内遊び場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。